

地域資源を活用したビジネス創出を支援します！

～宮城県農山漁村地域資源ビジネス創出支援事業～

地域資源ビジネス創出支援とは？

農山漁村地域に豊富に存在する地域資源に磨きをかけ、地域が抱える課題をビジネスの手法を用いて解決し、地域を元気にしようとする意欲ある地域運営組織等を対象に、“地域が継続していくために必要な”ビジネス創出に向け、必要な手法の検討や導入を支援します。

<たとえば・・・>

- ☞ 地域資源を活用した事業を立ち上げたいが、ノウハウがないので伴走支援してくれる外部人材がほしい
- ☞ 地域資源を見直し、またはこれまでの取組をブラッシュアップし、新たな商品やサービスを検討したい
- ☞ 開拓した地域資源を安定的に提供する体制をつくりたい など

1. 支援内容

地域資源を活用したビジネス創出に必要な有効かつ実効的な手法の検討や導入に向けて、支援対象者に対し、県が別に発注する受託者による伴走型支援を行います。

(検討例)

- 事業コンセプトの検討・策定 ○地域資源の掘り起こし・保全・磨き・利活用
- 販売戦略の整備 ○情報発信 など

(具体的支援の例)

- 事業検討に必要な合意形成の場のファシリテーター ●ワークショップや勉強会の企画・運営
- 専門家講師の選定、講義の企画・運営 ●その他事業全体の進行管理 など

2. 支援対象者

県内で活動する地域運営組織またはその設立準備団体

3. 事業の大まかな流れ

- ▷ 支援対象者の募集 ▷ 支援対象者の審査・選定 ▷ 選定された支援対象者の取組希望を踏まえ、本事業の受託者を募集・選定 ▷ 支援開始

4. 支援対象者数

1 団体

5. 支援対象期間

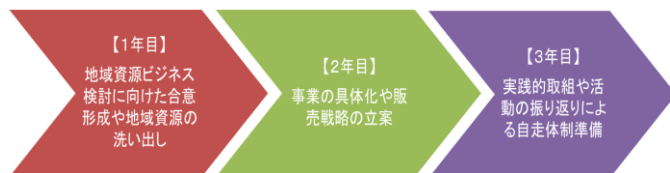
令和2年度から令和4年度まで
(支援期間終了後の自走運営を目指していただきます)

※ただし令和2年度については、県と受託者との
契約締結の日から契約満了の日まで

(令和2年8月頃～令和3年2月末頃を見込んでおりますが、今後の状況により変動する場合があります。)

※令和3年度以降については、当該年度の予算成立が前提となります。

<3箇年のロードマップイメージ(例)>



6. 申込期限

令和2年5月15日(金)まで

※市町村経由により県へ必要書類を提出してください。

7. その他

事業の詳細は宮城県農山漁村地域資源ビジネス創出支援事業実施要領、宮城県農山漁村地域資源ビジネス創出支援事業支援対象者公募要領を御覧ください。

提出先・お問い合わせ先

宮城県農政部農山漁村なりわい課
農山漁村調整班

TEL : 022-211-2657/FAX : 022-211-2416

E-mail : nariwai-no@pref.miyagi.lg.jp